

新型コロナウイルスワクチン 小児追加接種(3・4回目接種)のご案内

2回目または3回目のワクチン接種をした5歳から11歳の小児の方への3回目または4回目の追加接種のご案内です。特例臨時接種期間の延長により、引き続きワクチン接種が自己負担なしで接種できます。接種を希望される場合は、以下の手順により、予約した上で接種を受けてください。

ワクチン接種の予約について

◆小児(5～11歳)用オミクロン株対応2価ワクチンの接種となります。

- ・12歳以上のオミクロン株対応2価ワクチンや乳幼児(6か月～4歳以下)ワクチンとは異なります。
 - ・接種希望日が12歳の誕生日前日以降になる場合は、12歳以上で使用しているワクチンになります。(予防接種法では、誕生日の前日に年齢が上がることになっています。)
 - ・基礎疾患等を有する方は5月7日までに接種した場合、8月末までにさらに接種が可能です。
- 詳細やご不明な点は、予約前に健康こども課へご相談ください。

1. 接種会場、接種日を決める

前回接種日から3ヶ月以上が経過した日以降に接種可能です。

別紙 **2** 「秩父郡市新型コロナウイルスワクチン接種会場」をご覧ください。

2. 予約をする(電話もしくはLINE)

予約する日から30日先までの接種日を予約できます。

【電話の場合】 ※かけ間違いにご注意ください。

①秩父郡市共通のコールセンターに電話をしてください。

☎ 050-2018-2795

受付時間 8時30分～17時15分(平日のみ)

②オペレーターに以下の事項を伝えてください。

- 住民票のある市町
- 宛名が記載された書類の「照会番号」または「あなたの接種券番号」の下6桁
- 生年月日 ● 希望の接種会場、日時 ● 電話番号

【LINEの場合】 24時間対応

①右記のQRコードを読み取り「秩父市」を友だち追加します。→→→

※QRコードが読み取れない方は、LINE IDで「@chichibu_city」を検索して、友だち追加してください。

②自動返信で届くメッセージに従い入力を進めてください。

③個人識別番号入力の際は、小鹿野町にお住まいの方は接種券番号の下6桁の最初に「5」をつけた7桁の番号を入力してください。

※LINE予約はスマートフォンをお使いください。タブレット等は使用しないでください。

※詳しい操作方法についてホームページに手順を掲載しています。



予約時には宛名が
記載された書類を手元
に用意してください。
※接種当日も
使用します。

* 基礎疾患がある方は、接種についてあらかじめかかりつけ医にご相談ください。

* 引越などで住所が変わった場合は予診票の再発行が必要になりますので、引越先の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

ワクチン接種当日に持参するもの

※接種の際は、保護者の付き添いをお願いします。

- ①「**予診票**」…事前に必ず記入をお願いします。
※接種当日に医師による「予診のみ」になって予診票を使用した場合は、再発行が必要です。
- ②「**予防接種済証（臨時接種）**」…宛名が記載された書類です。
- ③**本人確認書類**（健康保険証・マイナンバーカード等）
※氏名・生年月日・住所が確認できるものをご持参ください。
※万が一、副反応が起きた場合は健康保険証が必要となります。

接種当日は
肩の出しやすい
服装でお越しください

④**母子健康手帳**

①～④を忘れると接種できません。

【封筒の中身一式と本人確認書類をお持ちください】



ワクチンについて

○ワクチンの種類:ファイザー社製の小児(5～11歳)用オミクロン株対応2価ワクチン

※9月以降のワクチンについては、国で検討中の為、変更になる場合があります。

○接種回数:原則、追加接種分として1回の接種です。

※基礎疾患等を有する方は、さらに1回追加接種が可能です。

○接種間隔:前回の接種日から3ヶ月以上です。

例:前回の接種日が2月1日⇒5月1日以降の日であれば接種可能です。

・他の予防接種を受ける場合は、インフルエンザ以外は原則として前後に13日以上の間隔をおいてください。

※同封されているワクチンに関する説明書などをよく読んでから接種してください。

※接種に不安のある方は、事前にかかりつけ医にご相談の上、予約してください。

【接種を受ける際の同意】

- 接種については予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けてください。
- 受ける方の同意なく接種が行われることはありません。
- 学校や周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

【その他】

- ワクチン接種後に健康被害が生じたときは、予防接種法に基づく救済を受けることができます。
- ワクチン接種による詐欺に注意してください。ワクチン接種に関してお金や個人情報を電話で求めることはありません。
出典:厚生労働省ホームページより

【その他の問い合わせ】

医学的知見が必要となる専門的な相談は、かかりつけ医または埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口へお問い合わせください。

また、ワクチンの詳しい情報については厚生労働省のコールセンターやホームページをご利用ください。



<埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口>

☎ 0570-033-226 (24時間、土日・祝日も対応)

<厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター>

☎ 0120-761-770(フリーダイヤル)

* 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

<新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の電話相談窓口>

☎ 0120-565-653(フリーダイヤル)

* 受付時間:9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

お問合せ先:小鹿野町役場 保健課
☎ :75-0135 FAX:75-4710